

## 議第180号に対する付帯決議

新型コロナウイルス感染症については、これまでに2度の緊急事態宣言が発出されるなど深刻な状態が続いており、今なお感染拡大防止のための取組が懸命に行われているところである。

この状況を開拓するためのワクチン接種がいよいよ始まろうとしている。

ワクチン接種に関しては、国民全体に広く安全に接種が行き届くよう、国において担当大臣を設置して様々な検討・調整などが実施されており、全額を国費で賄うことも表明された。

本議案の議決に当たっては、本市においてもワクチン接種体制の準備に速やかに着手できるよう、京都市会としてもできる限りの協力をすべく、2月市会初日での議決を決定したものである。

ついては、本市におけるワクチン接種に関しては、今回の議会の意思も十分にくみ取ったうえで、希望する全ての市民に対して滞りなく実施されるように、国や府、医療機関との連携の下、ワクチンの確保、適切な輸送と保管、個別接種会場となる医療機関の確保、かかりつけ医でも接種が受けられる仕組みの構築、集団接種会場の整備、ＩＣＴを活用した予約システムの構築やコールセンターでの円滑な運営・丁寧な説明、医師・看護師等の人材の確保、接種データの適切な管理など、必要な措置を確実に実施すること。

また、国が示す優先接種対象については、同じエッセンシャルワーカーでありながら、入所施設従事者と訪問ヘルパー等とで差異があることや、障害者・認知症高齢者など、現実に接種困難者となり得る方々への対応についても具体的に示されていないことから、本市として配慮を必要とする方々へ柔軟かつきめ細かく対応されることを求める。

あわせて、市民や市会に対して必要な情報を適宜開示することを求める。